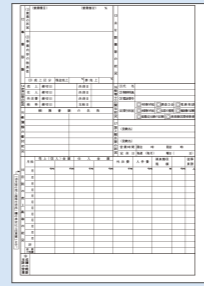
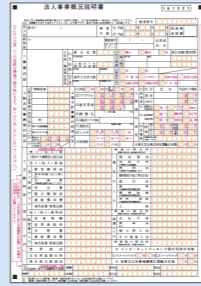
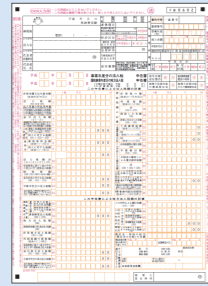


下記の書類をご用意の上、申請サポート会場にご来場ください。(書類に不備があると申請できません)

中小法人等の場合

確定申告書別表一の控え(1枚)、法人事業概況説明書の控え(2枚)

対象月の属する月の前事業年度の分を提出してください。
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。



■ 確定申告書別表一(1枚)

■ 法人事業概況説明書(2枚)

原則

確定申告書別表一の控えには**収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)**されていること、e-Taxによる申告の場合は**「受信通知」を添付**することが必要です。

中小法人等の場合 例外

収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、**税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類(様式自由)を提出することで代替することができます。**

個人事業者等の場合

青色申告の場合

確定申告書第一表の控え(1枚)
所得税青色申告決算書の控え(2枚)

2019年分を提出してください
※少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押されていること。



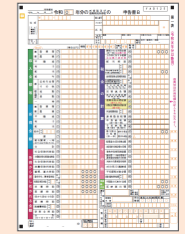
■ 確定申告書第一表(1枚)

■ 所得税青色申告決算書(2枚)

白色申告の場合

確定申告書第一表の控え(1枚)

2019年分を提出してください
※収受日付印が押されていること。



または

■ 確定申告書第一表(1枚)

原則

確定申告書第一表の控えには**収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)**されていること、e-Taxによる申告の場合は**「受信通知」を添付**することが必要です。

個人事業者等の場合 例外

例外1 収受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又は受信通知のいずれも存在しない場合には、**提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)を提出することで代替することができます。**この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

例外2 例外1によることもできず、「納税証明書(その2所得金額用)」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、**審査に通常よりも大幅に時間を要したり、給付ができない場合があります。**

中小法人等・個人事業者等共通

2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等

対象月の事業収入額がわかる売上台帳等をご提出ください。ただし、申請会場では**データで受取ることができません**ので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などを**紙の出力又はコピーしたものをご持参ください。**提出する情報が**対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。(2020年〇月と明確に記載されている等)**

経理ソフトから抽出した売上台帳データを紙で出力したもの



エクセルで作成した売上台帳データを紙で出力したもの



手書きの売上台帳のコピーなど



通帳の写し

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認いたしますので、**通帳のおもて面と通帳を開いた1・2ページ目の両方のコピーをご持参ください。**

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、**電子通帳等の画面等の画像を紙に出力してご持参ください。**同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、**電子通帳等の画像を紙に出力してください。**



ご注意ください!!

※コピーの画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金の支払いができません!

個人事業者等の場合

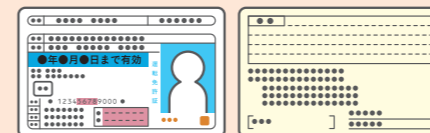
本人確認書類(写し)

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- ① 運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)
- ② 個人番号カード(おもて面のみ)
- ③ 写真付きの住民基本台帳カード(おもて面のみ)
- ④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(いずれも両面)
※いずれの場合も申請を行う月において有効であり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。
※①から④を保有していない場合は、⑤又は⑥で代替することができます。
- ⑤ 住民票の写し及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方
- ⑥ 住民票の写し及び各種健康保険証(両面)の両方

① 運転免許証

両面



② 個人番号カード

おもて面のみ



③ 写真付きの住民基本台帳カード

おもて面のみ



④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書

両面



⑤ 住民票の写し及びパスポートの両方

顔写真のページ



⑥ 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

